

平成25年7月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 赤羽美治

平成24年(ワ)第155号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月8日

判 決

北海道標津郡中標津町

原 告 木 村 富 士 子

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

同 指 定 代 理 人 保 田 正 明

同 松 下 洋

同 内 山 宏 之

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成24年9月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、裁判官の訴訟指揮についての国家賠償請求の事案である。原告は、別件国家賠償請求訴訟について、判決言渡し後、裁判の脱漏があるとして追加判決の請求を行ったものの、これが認められなかったことから、この受訴裁判所の対応が違法であり、これによって160万円の損害を被ったと主張し、このうち10万円の賠償を明示の一部請求として国に対し求めている。

2 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがないか、後掲各証拠によって容易に認められる。

(1) 原告は、かつて自分が北海道を被告として提起した当庁平成23年(ワ)第112号損害賠償請求事件(以下「別訴1」という。)の審理において、同事件の受訴裁判所の、北海道警察本部所属の北海道職員が指定代理人として被告北海道を代理することを是認した訴訟指揮が違法であり、これによって損害を受けたと主張し、当庁に国家賠償請求訴訟を提起した(当庁平成24年(ワ)第52号損害賠償請求事件。以下「別訴2」という。)

(2) 別訴2の受訴裁判所は、平成24年8月9日、別訴2について原告の請求を棄却する判決(以下「別訴2判決」という。)を言い渡し、この判決は、同月25日に控訴期間の満了によって確定した。

(3) 原告は、別訴2判決に対して、平成24年9月22日ころ、同日付けの「追加判決請求の申立」と題する書面(乙2。以下「本件書面」という。)を別訴2受訴裁判所に送付した。その要旨は、別訴2判決には明らかな裁判の脱漏が存在すると思料されるので、民訴法258条1項により追加判決を請求するというものであった。

(4) これに対し、別訴2受訴裁判所は、口頭弁論期日を指定することも、また新たな裁判を実施することもせず、原告に対し、平成24年9月24日付けで、裁判所書記官名の「事務連絡」と題する書面を送付した(甲1。以下「本件事務連絡」という。)。本件事務連絡には、本件書面に対する応答として、追加判決をしない旨を裁判官の指示によって連絡する旨が記載されていた(以下、(4)記載の一連の訴訟指揮を、「本件訴訟指揮」という。)

3 主要な争点及び当事者の主張

本件訴訟指揮に国家賠償法1条1項の違法性が認められるか。

(原告の主張)

本件訴訟指揮は、明白な裁判の脱漏に対する追加判決請求の申立てを不当に却下したもので、明らかな違法行為である。

(被告の主張)

争う。別訴2判決に裁判の脱漏はなく、追加判決等の余地はない。加えて、本件書面には期日指定の申立てに相当する記載は見当たらない。したがって、別訴2受訴裁判所には、本件書面に対する応答義務はないから、同裁判所の訴訟指揮には何らの違法も認められない。

第3 当裁判所の判断

1 本件の争点は、前記のとおり、裁判官の訴訟指揮について、国家賠償法1条1項の違法性が認められるか否かにある。

ところで、裁判官による争訟の裁判については、①紛争の一次的解決の要請や②裁判官の独立の確保の要請に加えて、③仮に違法な手続があった場合には上訴等の手続内在的な是正手段が存在していることなどの事情を考慮すれば、裁判官による争訟の裁判について国家賠償法1条1項にいう「違法」が認められる場合は、上訴等の是正手段による救済が認められる場合よりも限定されるものと解すべきである。

すなわち、裁判官による争訟の裁判について国家賠償法1条1項の違法性が認められるためには、当該裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とするものと解すべきである（最高裁昭和53年（オ）第69号同57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁。以下「昭和57年最判」という。）。

そして、前記①から③までの事情は、いずれも裁判官の訴訟指揮権の行使等の訴訟手続上の措置についてもいえることであるから、訴訟手続上の措置についても、前記の規律が、同様に妥当するものと解される。

これに対し、原告は、前記の規律は裁判官過保護の憲法違反の見解であるとし、恣意的な裁判を招来する危険が多分にあるなどと強く異論を述べるが、前記①から

③までの事情に照らせば、原告の主張は、その論拠とするところをすべて考慮しても、採用できない。

2 そこで、前記の規律が本件にも妥当することを前提に、本件訴訟指揮に国家賠償法1条1項の違法性が認められるかについて検討する。

(1) 原告は、別訴2判決に、いわゆる裁判の脱漏（民訴法258条1項）があったとの主張を前提として、本件訴訟指揮が違法であった旨を主張する。

ここに、判決に裁判の脱漏が認められる場合とは、裁判所が、請求の一部について判決を怠っている場合をいうところ、証拠（乙1）によれば、別訴2判決においては、10万円の支払を求める原告の請求がすべて棄却されているものと認められるから、別訴判決に裁判の脱漏が認められないことは明らかである。

したがって、別訴2受訴裁判所には、追加判決をすべき法的義務は存在しなかったものというべきである。

(2) そうすると、本件訴訟指揮は、判決に脱漏が存在しないにもかかわらず、当事者から追加判決の職権発動を促す上申がなされた場面におけるものと解すべきである。

このような場合、受訴裁判所が行うべき訴訟手続上の措置については、様々な見解があり得るが、裁判の脱漏が認められない以上、受訴裁判所に追加判決の義務があったものと解することができないことは前記のとおりである。また、証拠（乙2）によれば、本件書面には、期日指定を申し立てる旨が明記されていたわけではないから、別訴2受訴裁判所に、本件書面を期日指定の申立てとみてこれに応答する義務があったものと解することもできない。

(3) 以上によれば、本件訴訟指揮に、受訴裁判所がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別の事情があったものと解することはできない。

(4) よって、本件訴訟指揮について、国家賠償法1条1項の違法性は認められない。

(5) なお、原告は、当裁判所が、本件口頭弁論期日において、当事者双方に対して前記昭和57年最判を踏まえた主張を促した点を捉えて、偏頗不公平の極みであって違法であると主張するが、この点は、法的観点の指摘であって弁論主義違背等の問題は生じないものと解されるし、当事者双方に対し、本件に適用されるべき判例法理を踏まえた主張の機会を平等に保障したものであるから、偏頗不公平なものとは解されない。原告のこの主張は採用できない。

第4 結 論

以上によれば、原告の請求には理由がないことが明らかであるから、主文のとおり判決する。

釧路地方裁判所民事部

裁判官 廣 瀬 裕 亮

これは正本である。

平成25年7月3日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤羽美治

